

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 1 4 回 総 会 議 事 録

自 令和 3 年 10 月 25 日
至 令和 3 年 10 月 25 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 4 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令 和 3 年 10 月 25 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○		農 地
2	田 代 幸 男	○	○	農 地
3	對 木 範 誉	○	○	農 地
4	澁 谷 幸 子	○		総 務
5	松 田 浩 二	○		農 地
6	石 田 正 義	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		総 務
8	酒 井 伸 吾	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 査 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出
日程 4 議案第43号 合意解約通知の成立状況の確認
日程 5 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請
日程 6 議案第45号 農用地利用集積計画の作成の要請
日程 7 議案第46号 現況証明願

開会 午後 1 時30分

議長 これより第14回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
2番 田代委員、3番 對木委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
10月4日の白糠町功労者顕彰審査会は、役場で開催され私が出席しております。
10月8日の利用状況調査には私と對木委員、澁谷委員、事務局の4名にて調査を実施しております。
10月13日の利用状況調査には石田委員、中河委員、田代委員、事務局の4名にて調査を実施しております。
10月15日の利用状況調査及び現況調査には、峯田委員、酒井委員、松田委員、事務局の4名にて調査を実施しております。
なお、後ほど現況調査につきましては、調査委員から報告させていただきます。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」
下記のとおり「農地法第3条の3第1項の規定による届出」があったので報告する。
令和3年10月25日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記
号別1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●
次のページをお開き下さい。
先日、相続人であり●●●様より相続の届け出がありましたので、対象農地の箇所を「位置図及び地番図」にて掲載しておりますので、ご参照願います。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。

議長 報告第7号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第7号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第4 議案第43号「合意解約通知の成立状況の確認」を議題といたします。

なお、ここで、對木委員が会議規則第10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、一度退席願います。

暫時休憩いたします。

《對木委員退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹

議案第43号「合意解約通知の成立状況の確認」

農地法第3条の規定による許可について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。

令和3年10月25日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

農地法第18条第6項の規定による通知者氏名

号別1 貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをお開き下さい。

貸主 ●●●様と 借主 ●●●様の合意解約になります。解約申入日、解約成立日、解約通知日は10月5日、土地の引き渡日は10月31日となっております。

この解約につきましては、貸主より当該農地売買の申し出によるものです。

以上、議案第43号の説明とさせていただきます。

議長 議案第43号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第43号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第43号につきましては、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

《暫時休憩～對木委員入室》

会議を再開します。

日程第5 議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請」を議題といたします。

なお、ここで、對木委員が会議規則第10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、一度退席願います。

暫時休憩いたします。

《對木委員退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請」
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

令和3年10月25日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1 譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●

次のページをおめくり願います。

この土地については、議案第43号で承認していただきました、賃貸借の解約に伴い、従前使用していましたが●●●様と土地所有者であります●●●様との売買であります。

号別1の●●●様の所有地は●●●、合計面積は●●●平方メートル。売買価格は●●●であります。

以上、議案第44号の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。
澁谷委員をお願いします。

澁谷委員 4番 澁谷です。
許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま

議長 議案第44号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第44号につきましては、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

《暫時休憩～對木委員入室》

ただいま審議を終了した、議案第44号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 会議を再開します。

日程第6 議案第45号「農用地利用集積計画の作成の要請」を議題といたします。

なお、議案中、号別1につきましては、對木委員が会議規則10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、一度退席願います。

号別4につきましては、中河委員に一度退席願います。

また、号別3と5につきましては、私と澁谷委員が会議規則10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、職務代理者に務めていただきます。

では先に、号別2から進めます。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 議案第45号「農用地利用集積計画の作成の要請」

下記の農用地利用集積計画は、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糠町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

令和3年10月25日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」

号別2は賃借権の再設定であります。

貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の6年間になります。

参考までに位置図23ページ、地番図は24ページとなっておりますので、ご参照願います。

以上、議案第45号 号別2の説明とさせていただきます。

議長 ただいま説明のありました、議案第45号 号別2の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第45号 号別2につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第45号 号別2につきましては、原案のとおり決定いたします。

続いて号別1の審議に入りますので、對木委員におかれましては一度退席願います。
暫時休憩します。

《對木委員退席》

会議を再開します。

では、事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 それでは、議案第45号 号別1の説明をさせていただきます。
賃借権の再設定になります。
貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の9年間になります。
参考までに位置図21ページ、地番図は22ページとなっておりますので、ご参照願います。
以上、議案第45号 号別1の議案の説明させていただきます。

議長 議案第45号、号別1について質疑をお受けします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第45号、号別1について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第45号 号別1につきましては、原案のとおり決定いたします。

暫時休憩します。

《對木委員入室》

会議を再開します。

続いて号別4の審議に入りますので、中河委員におかれましては一度退席願います。

暫時休憩します。

《中河委員退席》

会議を再開します。

では、事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 それでは、議案第45号 号別4の説明をさせていただきます。
所有権移転になります。

この件につきましては、前回の総会におきまして●●●様との合意解約、その後農地専門委員会にて農地査定をさせていただき、利用調整を終えたところであります。それらに基づきまして利用権設定したのが、号別4と号別5になります。

それでは、号別4になります。

譲渡人 ●●●様から 譲受人 ●●●様へ売渡価格●●●になります。

参考までに位置図27ページ、地番図は28ページとなっておりますので、ご参照願います。

以上、議案第45号 号別4の説明とさせていただきます。

議長 議案第45号、号別4について質疑をお受けします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第45号、号別4について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 号別4につきましては、原案のとおり決定いたします。

暫時休憩します。

《中河委員入室》

会議を再開します。

議案第45号 号別3と5に入る前に、ここで、私と澁谷委員が会議規則第10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、職務代理者に務めていただきます。

暫時休憩します。

《暫時休憩～林会長、澁谷委員退席》

職務代理者
(酒井委員)

休憩を解き、再開いたします。

それでは、引き続き会議を進めます。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

それでは、議案第45号 号別3と5の説明をさせていただきます。

号別3は賃借権の再設定であります。

貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の9年間になります。

参考までに位置図25ページ、地番図は26ページとなっておりますので、ご参照願います。

続いて、号別5の所有権移転であります。

先ほど、説明させていただきましたが、合意解約後、農地専門委員会にて利用調整を終えたものであります。

譲渡人 ●●●様から 譲受人 ●●●様へ売渡価格●●●になります。

ちなみにこの価格につきましては、今年の春先、●●●様の離農に伴いまして、デントコーンの査定価格を参考にしております。デントコーンが平方メートル当たり70円でした。今回も同様にデントコーン畑ということで、若干低いのですが65円で、それに面積を乗じた価格が●●●となります。

参考までに位置図29ページ、地番図は30ページとなっておりますので、ご参照願います。

以上、議案第45号 号別3と5の説明とさせていただきます。

職務代理者
(酒井委員)

議案第45号、号別3と5について質疑をお受けします。

石田委員　　このデントコーン畑は一般的に70円ですね。それを65円に見直した理由は。

斉藤主幹　　前回、総会の場においてこの価格につきましては農地専門委員会にということで、総会終了後に現場に見に行きました。それで過去の売買実例を参考に適正価格というのは農業委員を中心に査定していただいた結果が65円ということであります。ただ、すべての土地が使えるわけではありません。売買するときは使える部分の面積、使えない部分は一律5円の査定となっておりますので、それらをすべて合算しまして225万円となります。その内デントコーンは65円、それは専門委員会による査定となります。

石田委員　　部分面積は。

斉藤主幹　　詳細なものは手元資料がないのですが、この面積の査定に当たりましては、中山間交付金の対象面積を基準にしております。中山間交付金対象地以外は原野、山林等になりますので、そこは農業委員会で農地として査定できませんので、一律5円という計算になっています。

石田委員　　説明が変ではないか。デントコーン畑として使えない部分は5円ということなのだけど、相対的な面積さ。デントコーン畑で使えない面積がどれくらいあるのか。

斉藤主幹　　資料を持って来ますので、少しお時間をいただけないでしょうか。

職務代理者　　暫時休憩します。

(酒井委員)

《暫時休憩》

再開します。

斉藤主幹　　●●●になります。登記簿の面積が●●●平方メートル。この内、中山間の交付金対象面積が●●●平方メートル。これに65円を乗じたものであります。●●●、この登記簿面積が●●●平方メートル。中山間の面積が●●●平方メートル。これに65円を乗じました。さらに国道挟んで北よりの土地。●●●になります、●●●。これにつきましては、登記簿の面積が●●●平方メートル。中山間の面積が●●●平方メートル。ここの部分につきましては、デントコーン畑ではありませんので、一律平方メートル10円となっております。

それぞれの面積の差分ですね。これが合計で●●●平方メートルなので、この内中山間の面積が●●●平方メートル。この差が●●●平方メートルありますが、これは一律5円の算定となっております。

結果、この差分の5円の部分と●●●は平方メートル10円なので、ここも含め、さらにデントコーン畑の65円を含めると、それぞれ合算しますと●●●となります。

以上です。

石田委員　　今の説明を聞いて、いわゆるデントコーン畑以外の部分で5円と10円

の説明だったと思うのだけど、これは農地専門委員会でそれぞれ検討されたと思うのだけど、釈然としない部分もあるけれど、まずは分かった。

職務代理者
(酒井委員) それでは再度質疑をお受けします。

對木委員 石田委員から言われたことですが、若干付け加えるとすれば、●●●の前に●●●さんがデントコーン畑として使っていました。ただ、その時に堤防の淵が若干使えない場所がありました。それをセンターが重機をかけて手直しをして使えるようにしたことを加味してそのような価格となりました。以上です。

職務代理者
(酒井委員) 他に何かありませんか。

(出席委員) (なし)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第45号、号別3と5について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者
(酒井委員) ご異議なしと認めます。
よって、議案第45号、号別3と5につきましては、原案のとおり決定いたします。

暫時休憩します。

《林会長、澁谷委員入室》

議 長 会議を再開します。

日程第7 議案第46号 「現況証明願い」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 議案第46号「現況証明願い」
下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願い出があったので、証明について本会の審議を求めます。
令和3年10月25日提出
白糖町農業委員会 会長 林 善幸
記
号別1 願出人 ●●●

次のページでございます。

号別1の所在地は、●●●ほか、計●●●筆になります。面積は合計

で●●●平方メートル。公簿地目は「畑」であります。土地の所有者は●●●様であります。

願い出理由は地目変更です。

対象地は右の位置図と裏面の地番図に示しております。

以上、議案第46号の説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査にあたりました、現況調査委員の峯田委員長より調査報告をお願いします。

峯田委員 7番 峯田です。
現況調査の結果について報告します。
10月15日、酒井委員、松田委員、私の3名において現地を確認いたしました。
申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。
以上をもちまして、現況調査結果の報告を終わります。

議長 議案第46号についての質疑をお受けいたします。

石田委員 ●●●さん。この人はいまどこに住んでいるのか。
それと、この土地の図面の位置関係は。

斉藤主幹 34ページの地番図をご覧になっていただきまして、●●●の地番付近に和天別川がありまして畠山さんの住宅になります。ここは原野に近い状態と見受けられました。
さらに左の方向に行くと和天別の出入口になります。下が以前パチンコ屋さんがあったところで、右方向に入っていくと●●●さんの家を中心に周りが●●●さんの所有地です。さらに●●●の離れ小島になったところは、遠くの場所から確認しておりますので、手前の状態が原野の状態ということで、これも原野に近いような状態。ただし、●●●の周辺地は工作物も見受けられますので、原野と雑種地が混在する状態となっています。

議長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第46号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第14回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後 2 時10分)